

# 第1章

## 総説

## 目次

1	保健医療局の沿革.....	7
2	福祉局・保健医療局間の連携.....	10
3	保健医療局組織一覧表.....	12
4	保健医療局各課の分掌事務.....	14
5	保健医療局職員定数.....	22
6	令和7年度保健医療局所管予算.....	23
7	附属機関.....	25
8	事業所・政策連携団体等一覧.....	28
9	保健医療局所管の主な法定計画等.....	29
10	保健医療局重要施策.....	30
11	福祉保健を取り巻く現状.....	32
12	保健医療事務事業に係る区市町村との連絡調整...	39
13	保健医療局の防災対策.....	41
14	保健医療分野のDX推進.....	42

# 1 保健医療局の沿革

## (1) 局の沿革

### 【衛生局・健康局】

終戦後の昭和21年9月、民生局から分離し、衛生局が発足した（総務課・公衆衛生課・医務課・防疫課・薬務課・清掃課の6課体制）。

昭和22年5月には、環境衛生業務が警視庁から移管された。

保健所については、昭和22年の保健所法全面改正を受け、昭和23年10月には新制保健所が発足（41保健所3出張所体制）し、地方の公衆衛生の指導業務と行政事務とを一体的に実施する機関となった。

昭和23年7月の保健婦助産婦看護婦法の制定により、看護婦等の養成制度が改められたのを受け、昭和24年の第一高等看護学院（現広尾看護専門学校）設置をはじめ、順次看護学院を開設し、看護婦等の養成体制整備を行った。

清掃事業については、昭和27年11月の部制への移行に伴い清掃本部となり、昭和29年7月には、衛生局から独立した（昭和31年に清掃局発足）。

昭和40年代に入ると、公害による健康被害が社会問題となった。昭和42年、公害対策基本法が制定され、国は対策を強化した。昭和45年に公害保健の専管組織（公害保健課）を設置したほか、保健所に職員を配置し、大気測定機器を設置するなど、対応強化を図った。

昭和40年8月には、母子保健法が制定され、母子の健康増進による国民保健の向上を目指し、妊婦・乳児の健康審査、相談、医療援護等の各事業の推進を図った。

昭和42年の児童福祉法改正により、重症心身障害児施設が児童福祉施設に位置付けられると、昭和43年4月には、都で初めての重症心身障害児（者）施設として、府中療育センターを開設した。

都立病院については、昭和30年以降、総合病院化を進め、昭和44年の「東京都中期計画－1969年」では、都内全域をカバーする特殊専門医療を提供する高度医療機関と位置付けられた。同年7月には、病院管理部が発足し、都立病院の管理が医務部から独立した。

昭和50年4月には、地方自治法の一部改正を受け、特別区への保健所移管を行った（53保健所、11保健相談所）。

同時期に、食品衛生事務事業を特別区に移管したが、全都的な執行体制の確保が必要な場合もあることから、協定等により都と特別区が連携して運営することとした。

昭和60年の医療法改正で各都道府県に医療計画の策定が義務付けられたことを受け、平成元年2月、「東京都保健医療計画」を策定した。この計画は、医療法上の医療計画としてだけでなく、健康づくりから疾病の予防・治療、リハビリテーション及び介護を支える保健・医療・福祉の連携に基づく包括的な保健医療体制の構築を目指すものであり、都の責任と施策の方向性を明らかにする総合的・基本的な計画として策定された。

平成6年の保健所法の地域保健法への改正などを踏まえ、平成9年4月には、保健所の再編整備を行い、13保健所4出張所体制となった。平成11年11月には、いきいき・安心・安全に暮らせる21世紀の東京を目指し、衛生行政の改革を行う「衛生局改革アクションプラン（第一次）」を策定し、平成12年6月には、「開かれた医療」、「安心できる医療」及び「無駄のない医療」の改革方針を明らかにした「東京発医療改革」を発表した。これを踏まえ、同年8月に東京の医療改革とその中核となる都立病院改革の具体的な取組を示した「衛生局改革アクションプラン（第二次）」を策定した。

平成14年4月には、病院経営部門を病院経営本部として分離するとともに組織改正を行い、5部体制で、局名を健康局とした。

### 【福祉保健局】

都においては、永く、福祉行政の主管局として福祉局が、衛生行政の主管局として衛生局・健康局が、積極的に都民福祉の向上を進め、都民の福祉・保健・医療ニーズに応えてきた。

両局においては、各種計画の策定や事業執行に際し連携を図ってきたが、少子高齢化の進行や介護保険の導入などに伴い、福祉・保健・医療の連携がますます強く求められる状況になった。

このため、少子高齢社会に対応し、健康に対する都民の不安を払しょくする観点から、平成16年8月に福祉局と健康局を統合し、福祉・保健・医療に関する施策の総合化・一体化を図ることとした。

局統合後の平成18年2月には、本格的な高齢化や、人口減少社会の到来などを背景として、改めて都の福祉保健施策に対する基本姿勢を明らかにするため、「福祉・健康都市東京ビジョン」を策定した。このビジョンでは、誰もが「自ら積極的に健康づくり」に取り組み、就労や地域生活など「その人らしい自立」を目指すことができるよう、主体的に生活できる社会の構築を目指し、施策を展開していくこととした。

令和2年7月には、新型コロナウイルス感染症への組織対応力を強化するため、感染症対策部を設置した。

令和4年7月には、都立病院と公社病院を一体とした法人として、地方独立行政法人東京都立病院機構が設立された。

地方独立行政法人化に伴い、行政的医療の安定的な提供など、都の医療政策と連携して法人がその役割を確実に果たせるよう、福祉保健局に、法人との各種調整など運営支援を担う都立病院支援部を設置した。

## (2) 保健医療局の設置

福祉や保健医療を取り巻く社会的課題は、高度化、複雑化を増してきており、これらの課題に的確に対応するためには、都民や事業者のニーズに寄り添いながら、実効性ある施策をより一層、機動的に展開する必要がある。

このような背景の下、福祉保健局は、都民の生命と健康を守り、福祉・保健・医療サービスを将来にわたって盤石なものにするため、令和5年7月に「福祉局」と「保健医療局」に再編し、より高い専門性と機動性を発揮できる組織へと変革を図ることとした。

保健医療局は、総務部、企画部、保健政策部、医療政策部、都立病院支援部、健康安全部、感染症対策部の7部体制で発足した。また、保健医療施策の更なる充実を図るとともに、これまで培った福祉・保健・医療の連携を継承するため、保健医療局と福祉局に跨る政策課題の連携体制を整えている。

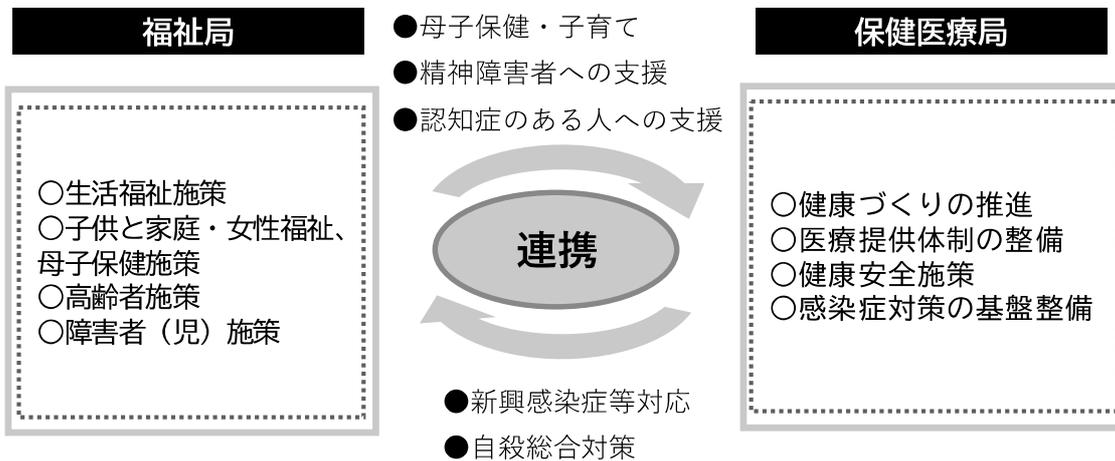
## 2 福祉局・保健医療局間の連携

両局では、誰もが、生涯を通じて、安全・安心に暮らし続けることができるよう、都民の生命と健康を守り、地域での自立を支える新しい福祉を実現することを理念として、福祉・保健・医療施策を一体的に推進している。

令和5年7月の局再編後も、福祉、保健医療の専門性を両局が高度に発揮することに加え、母子保健・子育て支援、精神障害者への支援、認知症のある人への支援、新興感染症等への対応、自殺総合対策など分野横断的な課題に対応するため、両局に跨る政策課題の企画立案・総合調整を行う部門を中心に、これまで培った知見やノウハウを継承しつつ、両局が緊密に連携して対応する体制を整えている。

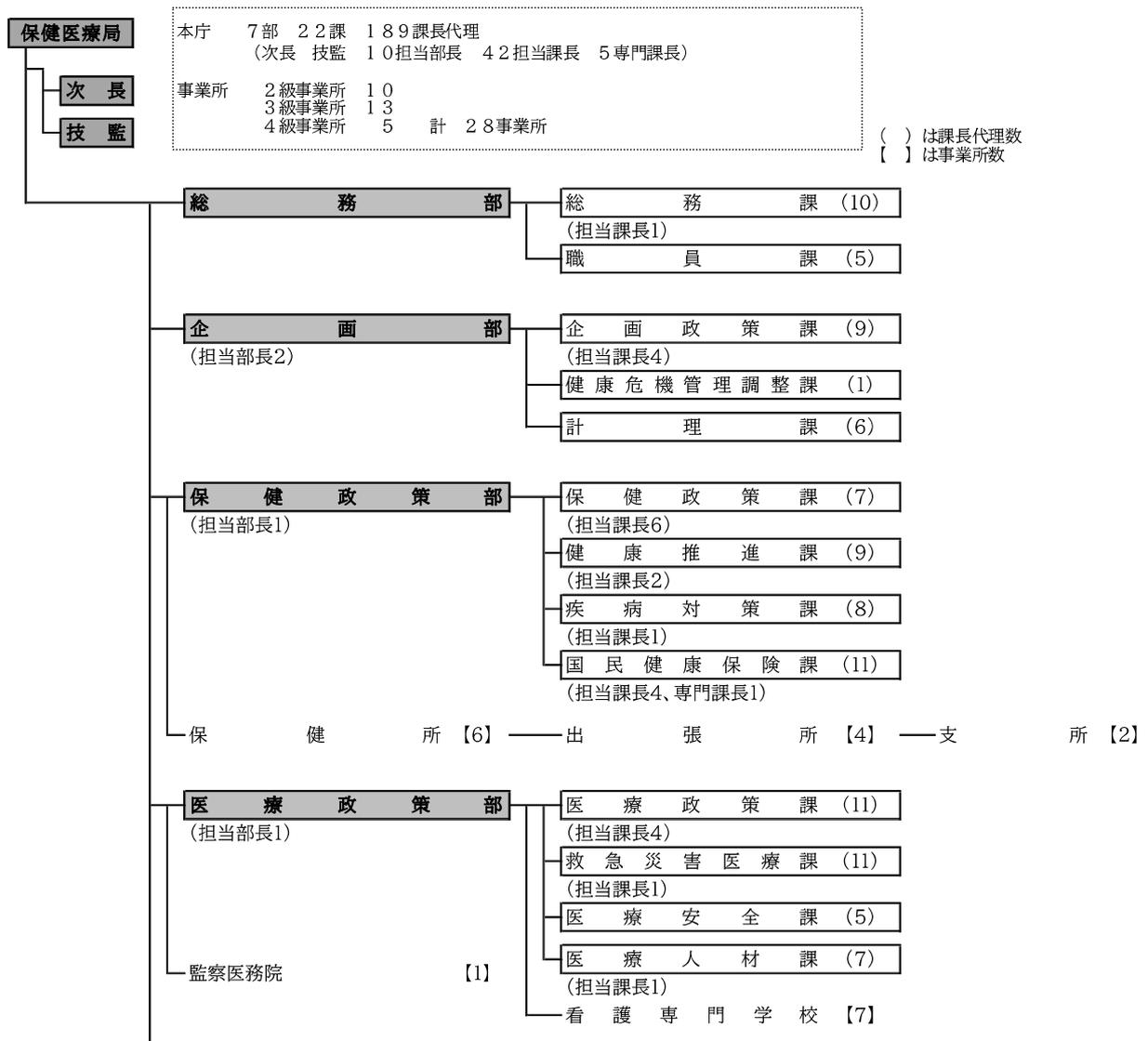
局間連携に当たり、「顔の見える関係づくり」を図っており、ライン部長会や事業所長会等を両局合同で開催するほか、企画立案・意思決定を担う両局の総務部・企画部では、予算編成などについて情報共有及び意識合わせを行うため、定期的に両局連携ミーティングを実施する等の取組を行っている。

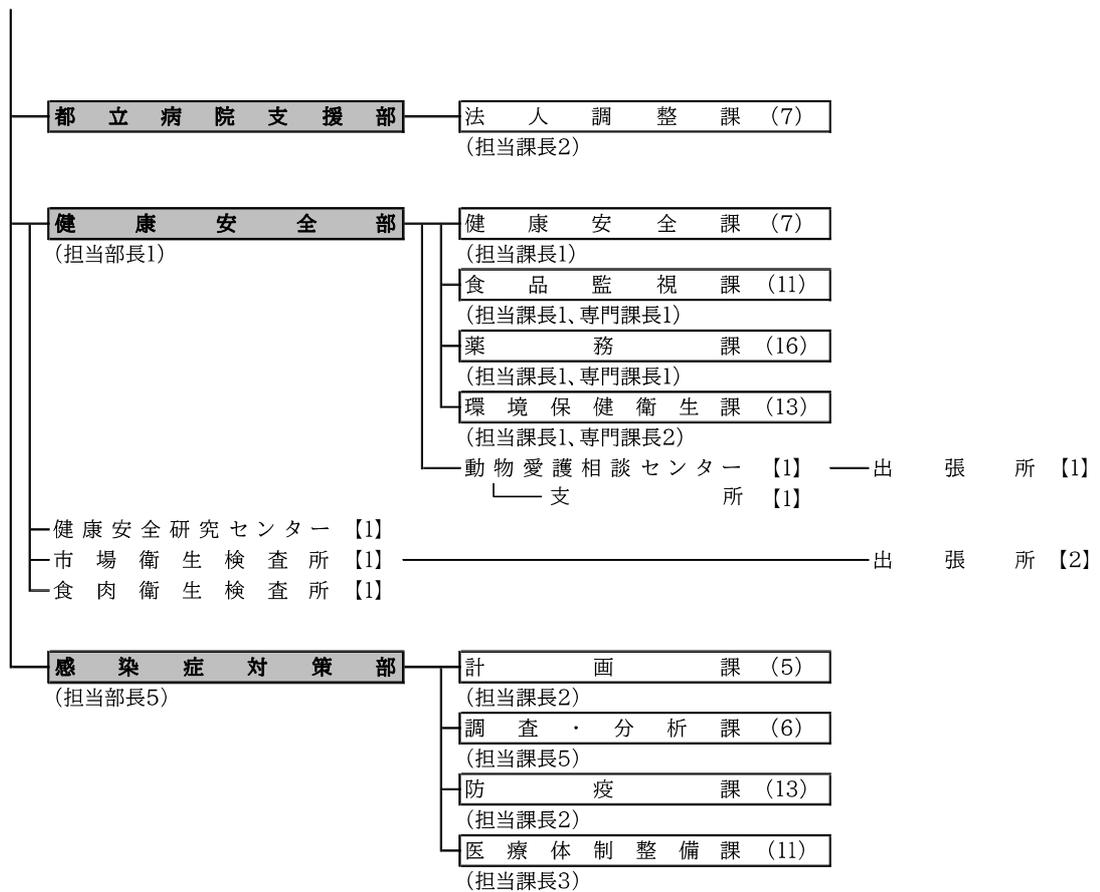
また、両局間での人的融合・育成を図るため、人事異動による人材交流についても、両局で密接に連携して実施するほか、未来型オフィス整備に当たっては、両局で政策上の関連が深い部を同一フロアに配置し、日常的かつ有機的に連携が図れる執務環境の構築を進めている。





### 3 保健医療局組織一覽表（令和7年4月1日現在）





## 4 保健医療局各課の分掌事務（東京都組織規程第26条の2）

### 総務部

#### 総務課

- 一 局所属職員（課長及びこれに準ずる職以上の職にある者に限る。）の人事に関する事。
- 二 局事務事業に関する法規の調査及び解釈に関する事。
- 三 局の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関する事。
- 四 局事務事業の管理改善に関する事。
- 五 局事務事業の広報及び広聴に関する事。
- 六 局の情報公開に係る連絡調整等に関する事。
- 七 局の個人情報の保護に係る連絡調整等に関する事。
- 八 局事務事業に係る調査及び統計に関する事。
- 九 保健医療情報の収集及び管理に関する事。
- 十 局の契約に関する事。
- 十一 局の財産及び物品の管理並びに工事にに関する事。
- 十二 監査及び検査の連絡調整に関する事。
- 十三 局内他の部及び課に属しない事。

#### 職員課

- 一 局の組織及び定数に関する事。
- 二 局所属職員の人事（課長及びこれに準ずる職以上の職にある者に係るものを除く。）及び給与に関する事。
- 三 局所属職員の福利厚生に関する事。
- 四 局所属職員の安全衛生に関する事。
- 五 東京都職員研修規則第四条の規定に基づく研修に関する事。
- 六 医療従事者等の教育訓練に関する事（他の局及び部に属するものを除く。）。

### 企画部

#### 企画政策課

- 一 局事務事業の総合的な企画及び調整に関する事（他の課に属するものを除く。）。
- 二 保健医療の研究に関する事。
- 三 局事務事業のデジタル関連施策の企画、調整及び推進に関する事。
- 四 保健医療に係る区市町村との連絡及び調整に関する事。
- 五 局の所管に係る政策連携団体等の指導、監督等に関する事。

## 健康危機管理調整課

- 一 健康危機管理に係る総合的な調整に関すること。

## 計理課

- 一 局の予算、決算及び会計（他の部に属するものを除く。）に関すること。
- 二 局事務事業の進行管理に関すること。
- 三 局事務事業の行政評価の実施に関すること。

## 保健政策部

### 保健政策課

- 一 保健施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- 二 保健所事務事業の調整に関すること（他の局、部及び課に属するものを除く。）。
- 三 東京都保健所の設置、管理及び運営に関すること。
- 四 部内他の課に属しないこと。

### 健康推進課

- 一 健康づくり施策の計画、連絡調整及び実施に関すること。
- 二 健康増進法の施行に関すること（他の局及び部に属するものを除く。）。
- 三 栄養士法の施行に関すること。
- 四 成人保健対策の計画及び調整に関すること。
- 五 生活習慣病の予防に関すること。
- 六 がん予防及び早期発見に関すること。
- 七 自殺総合対策に関すること。

### 疾病対策課

- 一 難病対策に関すること。
- 二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行に関すること。
- 三 臓器の移植に関する法律の施行に関すること。
- 四 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行に関すること（献血の推進及び血液製剤の適正使用に関するものに限る。）。

### 国民健康保険課

- 一 国民健康保険法の施行に関すること。
- 二 国民健康保険事業の計画及び調査に関すること。

- 三 東京都国民健康保険運営協議会及び東京都国民健康保険審査会に関する事。
- 四 国民健康保険事業の指導及び検査に関する事。
- 五 国民健康保険組合に関する事。
- 六 国民健康保険法に基づく東京都国民健康保険団体連合会に関する事。
- 七 後期高齢者医療制度に関する事。
- 八 医療費適正化計画に関する事。
- 九 国民健康保険の医療に関する事。
- 十 国民健康保険法による療養の給付に係る保険医療機関及び保険薬局並びに保険医及び保険薬剤師の指導、報告等に関する事。
- 十一 高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付に係る保険医療機関及び保険薬局並びに保険医及び保険薬剤師の指導、報告等に関する事。

## 医療政策部

### 医療政策課

- 一 医療施策の総合的な企画及び調整に関する事。
- 二 東京都医療審議会に関する事。
- 三 保健医療計画に関する事。
- 四 医療改革の推進に関する事。
- 五 医療機関の整備に関する事（他の局、部及び課に属するものを除く。）。
- 六 地域医療システムに関する事。
- 七 保健医療情報センターに関する事。
- 八 歯科衛生に関する事。
- 九 心身障害者口腔保健センターに関する事。
- 十 地域がん医療に係る計画及び調整に関する事。
- 十一 リハビリテーション医療に係る計画及び調整に関する事。
- 十二 東京都リハビリテーション病院に関する事。
- 十三 部内他の課に属しない事。

### 救急災害医療課

- 一 救急医療に関する事（他の局、部及び課に属するものを除く。）。
- 二 小児医療に関する事（他の局及び課に属するものを除く。）。
- 三 周産期医療に関する事。
- 四 災害時の医療救護に関する事（他の局に属するものを除く。）。
- 五 島しょ等へき地の医療に関する事。

## 医療安全課

- 一 医療法の施行に関する事。
- 二 医療施設の監視及び指導に関する事。
- 三 死体解剖保存法の施行に関する事。
- 四 監察医務院に関する事。
- 五 その他医務に関する事。

## 医療人材課

- 一 医療従事者の育成施策に係る計画及び調整に関する事。
- 二 医師法、歯科医師法、歯科衛生士法及び歯科技工士法の施行に関する事。
- 三 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法の施行に関する事。
- 四 診療放射線技師法の施行に関する事。
- 五 臨床検査技師等に関する法律の施行に関する事。
- 六 理学療法士及び作業療法士法の施行に関する事。
- 七 視能訓練士法の施行に関する事。
- 八 臨床工学技士法の施行に関する事。
- 九 義肢装具士法の施行に関する事。
- 十 救急救命士法の施行に関する事。
- 十一 言語聴覚士法の施行に関する事。
- 十二 医療社会事業に関する事。
- 十三 保健師助産師看護師法の施行に関する事。
- 十四 東京都准看護師試験委員会に関する事。
- 十五 東京都看護師等修学資金選考委員会に関する事。
- 十六 保健師、助産師、看護師及び准看護師の技術指導に関する事。
- 十七 保健師、助産師、看護師及び准看護師の養成及び定着対策の援助に関する事。
- 十八 看護専門学校に関する事。

## 都立病院支援部

### 法人調整課

- 一 地方独立行政法人東京都立病院機構に関する事。

## 健康安全部

### 健康安全課

- 一 部所管事業の総合的な企画及び調整に関すること。
- 二 調理師法及び製菓衛生師法の施行に関すること。
- 三 東京都ふぐの取扱い規制条例に基づく試験及び免許に関すること。
- 四 理容師法（管理理容師の講習及び理容師養成施設に関することに限る。）、美容師法（管理美容師の講習及び美容師養成施設に関することに限る。）及びクリーニング業法（試験、免許、クリーニング師の研修及びクリーニング業務従事者の講習に関することに限る。）の施行に関すること。
- 五 食品衛生法（食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設並びに食品衛生管理者の資格認定講習に関することに限る。）の施行に関すること。
- 六 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（食鳥処理衛生管理者の養成施設及び資格認定講習に関することに限る。）の施行に関すること。
- 七 東京都健康安全研究センターに関すること（他の部に属するものを除く。）。
- 八 部内他の課に属しないこと。

### 食品監視課

- 一 食品衛生に係る計画及び調整に関すること。
- 二 食品衛生に係る規格及び基準に関すること。
- 三 食品衛生営業に係る許可及び監視指導並びに行政処分等に関すること。
- 四 食中毒の防止及び調査に関すること。
- 五 乳及び乳製品の成分規格等に関する命令の施行に関すること。
- 六 特別用途食品に関すること。
- 七 健康増進法に基づく誇大表示の監視、指導等に関すること。
- 八 健康食品対策に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- 九 東京都食品安全条例の施行に関すること。
- 十 東京都食品安全審議会に関すること。
- 十一 東京都ふぐの取扱い規制条例の施行に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- 十二 と畜場法の施行に関すること。
- 十三 牛海綿状脳症対策特別措置法の施行に関すること（他の局に属するものを除く。）。
- 十四 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- 十五 化製場等に関する法律の施行に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- 十六 動物質原料の運搬等に関する条例の施行に関すること。

- 十七 食品表示法の施行に関する事。
- 十八 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行に関する事（他の局に属するものを除く。）。
- 十九 東京都消費生活条例における食品表示に関する事（他の局に属するものを除く。）。
- 二十 市場衛生検査所及び食肉衛生検査所に関する事。
- 二十一 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関する事（他の局に属するものを除く。）。
- 二十二 その他食品衛生関係法令の施行に関する事。

## 薬務課

- 一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する事。
- 二 薬剤師法の施行に関する事。
- 三 毒物及び劇物取締法の施行に関する事。
- 四 麻薬及び向精神薬取締法の施行に関する事。
- 五 大麻草の栽培の規制に関する法律の施行に関する事。
- 六 あへん法の施行に関する事。
- 七 覚醒剤取締法の施行に関する事。
- 八 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行に関する事（献血の推進及び血液製剤の適正使用に関するものを除く。）。
- 九 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の施行に関する事。
- 十 東京都薬物の濫用防止に関する条例の施行に関する事。
- 十一 薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例の施行に関する事。
- 十二 東京都薬事審議会に関する事。
- 十三 医薬分業の質的向上に関する事。
- 十四 健康食品対策に関する事（他の課に属するものを除く。）。
- 十五 東京都麻薬中毒審査会に関する事。
- 十六 薬物乱用防止の普及啓発に関する事。
- 十七 その他薬事衛生に関する事。

## 環境保健衛生課

- 一 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関する事。
- 二 東京都生活衛生審議会に関する事。
- 三 環境に係る保健衛生対策の計画及び調整に関する事。

- 四 理容師法、美容師法及びクリーニング業法の施行に関する事（他の課に属するものを除く。）。
- 五 興行場法、旅館業法及び公衆浴場法の施行に関する事。
- 六 墓地、埋葬等に関する法律の施行に関する事（他の局に属するものを除く。）。
- 七 温泉法の施行に関する事（他の局に属するものを除く。）。
- 八 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関する事。
- 九 住宅宿泊事業法の施行に関する事（他の局に属するものを除く。）。
- 十 プール等取締条例の施行に関する事。
- 十一 胞衣及び産汚物取締条例の施行に関する事。
- 十二 大気汚染に係る健康障害者に関する事。
- 十三 狂犬病予防法の施行に関する事。
- 十四 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関する事。
- 十五 東京都動物愛護管理審議会に関する事。
- 十六 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する事（動物由来感染症に関するものに限る。）。
- 十七 化製場等に関する法律の施行に関する事（政令で定める動物の飼養、収容施設に関するものに限る。）。
- 十八 動物愛護相談センターに関する事。
- 十九 愛玩動物看護師法に基づく愛玩動物看護師養成所の指定に関する事（他の局に属するものを除く。）。
- 二十 水道法の施行に関する事。
- 二十一 環境に係る健康影響調査に関する事。
- 二十二 室内環境保健対策に関する事。
- 二十三 アレルギー疾患に関する事（他の局及び部に属するものを除く。）。
- 二十四 その他環境に係る保健衛生対策及び環境衛生措置に関する事（他の局、部及び課に属するものを除く。）。

## 感染症対策部

### 計 画 課

- 一 部所管事業の総合的な企画及び調整に関する事。
- 二 感染症の予防のための施策の実施に関する計画に関する事。
- 三 東京都健康安全研究センターに関する事（感染症対策に関する事に限る。）。
- 四 東京都感染症予防医療対策審議会及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく都道府県連携協議会に関する事。

五 部内他の課に属しないこと。

#### 調査・分析課

- 一 東京感染症対策センター、東京都感染症医療体制戦略ボード及び東京都感染症対策連絡会議に関する事。
- 二 感染症に係る情報の収集、分析、公表等に関する事。

#### 防 疫 課

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する事（他の部及び課に属するものを除く。）。
- 二 疫学的調査に関する事。
- 三 予防接種法の施行に関する事。
- 四 結核対策に関する事（他の部に属するものを除く。）。
- 五 ハンセン病対策に関する事。
- 六 後天性免疫不全症候群対策の総合的な企画及び調整に関する事。

#### 医療体制整備課

- 一 新型インフルエンザ等感染症の医療体制の整備（外来診療体制の整備を含む。）及び検査体制の整備に関する事（他の部及び課に属するものを除く。）。
- 二 感染症患者の自宅療養生活の支援に関する事。
- 三 その他感染症のまん延防止対策に関する事（他の局、部及び課に属するものを除く。）。

## 5 保健医療局職員定数

1,919人（令和7年4月1日現在）

（単位：人）

区 分	職 種 別					配 置 別		合 計
	事務系	福祉系	一般技術系	医療技術系	技能労務系	本 庁	事業所	
総 務 部	49	0	4	1	0	54	0	54
企 画 部	47	0	1	0	0	48	0	48
保 健 政 策 部	248	0	123	281	0	141	511	652
医 療 政 策 部	147	1	0	198	17	131	232	363
都立病院支援部	23	0	0	0	0	23	0	23
健 康 安 全 部	82	0	336	217	23	148	510	658
感 染 症 対 策 部	104	0	0	17	0	121	0	121
合 計	700	1	464	714	40	666	1,253	1,919

## 6 令和7年度保健医療局所管予算

### (1) 歳出予算

(単位：千円、%)

区 分		令和7年度 当初予算額 A	令和6年度 当初予算額 B	増△減 C = A - B	伸び率 D = C / B
一 般 会 社 計	保 健 医 療 費	545,161,000	492,753,000	52,408,000	10.6
	保健医療管理費	6,082,000	6,182,000	△100,000	△1.6
	保健政策費	345,800,000	341,547,000	4,253,000	1.2
	医療政策費	95,064,000	52,864,000	42,200,000	79.8
	都立病院支援費	60,124,000	55,246,000	4,878,000	8.8
	健康安全費	12,021,000	10,787,000	1,234,000	11.4
	感染症対策費	8,232,000	9,391,000	△1,159,000	△12.3
	施設整備費	17,838,000	16,736,000	1,102,000	6.6
	計	545,161,000	492,753,000	52,408,000	10.6
特 別 会 計	国民健康保険事業会計	1,091,996,000	1,125,698,000	△33,702,000	△3.0
	地方独立行政法人 東京都立病院機構 貸付等事業会計	29,329,000	28,695,000	634,000	2.2
	計	1,121,325,000	1,154,393,000	△33,068,000	△2.9
合	計	1,666,486,000	1,647,146,000	19,340,000	1.2
重	複 控 除	87,278,783	91,666,098	△4,387,315	△4.8
差	引 純 計	1,579,207,217	1,555,479,902	23,727,315	1.5

## (2) 歳入予算

(単位：千円、%)

区 分		令和7年度 当初予算額 A	令和6年度 当初予算額 B	増△減 C=A-B	伸び率 D=C/B
一 般 会 計	分担金及負担金	40	40	0	0.0
	使用料及手数料	4,266,741	4,474,051	△207,310	△4.6
	国庫支出金	38,025,171	35,147,529	2,877,642	8.2
	財産収入	594,571	609,905	△15,334	△2.5
	寄附金	500	500	0	0.0
	繰入金	23,153,488	22,552,481	601,007	2.7
	諸収入	1,344,145	1,641,043	△296,898	△18.1
	都債	98,000	0	98,000	皆増
	計	67,482,656	64,425,549	3,057,107	4.7
国民健康保険事業会計	分担金及負担金	446,825,256	473,723,088	△26,897,832	△5.7
	国庫支出金	289,638,845	299,721,976	△10,083,131	△3.4
	前期高齢者交付金	221,904,454	232,560,273	△10,655,819	△4.6
	共同事業交付金	3,716,358	4,033,608	△317,250	△7.9
	出産育児交付金	101,241	122,546	△21,305	△17.4
	財産収入	111,023	791	110,232	著増
	繰入金	89,008,043	93,355,675	△4,347,632	△4.7
	諸収入	1,767,499	1,530,321	237,178	15.5
	繰越金	38,923,281	20,649,722	18,273,559	88.5
	計	1,091,996,000	1,125,698,000	△33,702,000	△3.0
貸付等事業会計 東京都立病院機構 地方独立行政法人	事業収入	5,404,003	13,466,572	△8,062,569	△59.9
	繰入金	390,740	210,423	180,317	85.7
	諸収入	257	5	252	著増
	都債	23,534,000	15,018,000	8,516,000	56.7
	計	29,329,000	28,695,000	634,000	2.2
歳入合計	1,188,807,656	1,218,818,549	△30,010,893	△2.5	
差引一般財源	477,678,344	428,327,451	49,350,893	11.5	

## 7 附属機関

保健医療局で所管している附属機関（法律又は条例に基づき設置しているもの）の概要及び令和6年度の開催実績は次のとおりである。

（令和7年4月1日現在）

名 称	根拠規程	内 容	構成員等	令和6年度 開催実績
東京都医療審議会	医療法	医療を提供する体制の確保に関する重要事項を知事の諮問に応じて調査審議する。	医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者、学識経験者	総会 3回 部会 2回
東京都准看護師試験委員会	保健師助産師看護師法	准看護師試験の実施に関する事務を行う。	学識経験者、都職員	総会 4回
東京都看護師等修学資金選考委員会	東京都看護師等修学資金貸与条例	知事の諮問に応じて、修学資金被貸与者の選考について審議し、答申を行う。	学識経験者、関係団体等	2回
東京都指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律	難病医療費助成の申請について、支給認定をしないこととする場合に審査を行う。	指定難病に関し、学識経験を有する者（都道府県の定める医師に限る。）	12回
東京都国民健康保険審査会	国民健康保険法	保険給付に関する処分又は保険料その他徴収金に関する処分について、被保険者等からの不服申立てがある場合、処分の違法、不当性の有無を審査し、裁決する。	被保険者、保険者（区市町村及び国民健康保険組合）及び公益の代表（医師、学識経験者等）	3回
東京都国民健康保険運営協議会	東京都国民健康保険運営協議会条例	国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること、国民健康保険運営方針の作成に関すること、その他国民健康保険事業の運営に関すること（東京都が処理するものに限る。）について審議し、答申する。	被保険者代表、保険医又は保険薬剤師代表、公益の代表（学識経験者等）及び保険者（被用者保険等）代表	2回
東京都後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律	保険給付に関する処分又は保険料その他徴収金に関する処分について、被保険者等からの不服申立てがある場合、処分の違法、不当性の有無を審査し、裁決する。	被保険者、東京都後期高齢者医療広域連合及び公益の代表（医師、学識経験者等）	2回

名 称	根拠規程	内 容	構成員等	令和6年度 開催実績
東京都食品安全審議会	東京都食品安全 条例	都における食品の安全の確保 に関する施策について、知 事の諮問に応じて調査・審議 を行うとともに、必要に応じ て意見具申を行う。	都民、事業 者、学識経験者	総会 2回 部会 0回
東京都食品安全情報評価 委員会	東京都食品安全 条例	食品等の安全性に関する情報 について調査を行い、その 結果を知事に報告する。	都民、学識経験 者	総会 2回 部会 4回
東京都薬事審議会	医薬品、医療機 器等の品質、有 効性及び安全性 の確保等に関す る法律、東京都 薬事審議会条例	知事の諮問に応じて、薬事 に関する重要事項を調査審議 する。	学識経験者、薬 事関係事業者 の代表、消費者 の代表	総会 1回 部会 0回
東京都麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神 薬取締法	知事の諮問に応じて、麻薬中 毒者の措置入院を一定期間以 上継続する場合の審査を行 う。	法律又は麻薬中 毒者の医療に関 する学識経験者	0回
東京都薬物情報評価委員 会	東京都薬物の濫 用防止に関する 条例	薬物の危険性に関する情報に ついて調査を行い、その結 果を知事に報告する。	学識経験者	5回
東京都大気汚染障害者認 定審査会	大気汚染に係る 健康障害者に対 する医療費の助 成に関する条 例、東京都大気 汚染障害者認定 審査会条例	大気汚染に係る健康障害者に 対する医療費助成対象者の認 定を行うため必要な調査、 審議及び答申を行う。西多摩 保健所等5保健所に設置して いる。	学識経験者	60回
東京都生活衛生審議会	生活衛生関係営業 の運営の適正化 及び振興に関す る法律、東京都 生活衛生審議会 条例	法の施行に関する重要事項の 調査審議、生活衛生同業組合 が設定する適正化規程の認可 等に関する審議、興行場、旅 館業、公衆浴場業、理・美容 業、クリーニング業等に関す る衛生上必要な措置の基準、 認可等に係る条件の審議等 を行う。	学識経験者、生 活衛生関係営業 者の代表、利用 者又は消費者の 代表	0回
東京都動物愛護管理審議 会	東京都動物の愛 護及び管理に関 する条例	動物の愛護及び適正な飼養並 びに動物による人の生命及び 身体への危害の防止に関して 調査審議する。	学識経験者、獣 医師等関係団体 の代表、関係行 政機関の代表	総会 0回 部会 0回
東京都感染症の診査に 関する協議会	感染症の予防及 び感染症の患者 に対する医療に 関する法律、東 京都感染症の診 査に関する協議 会条例	法で定められた1類及び2類感 染症に罹患した者で勧告によ り入院している患者の入院期 間の延長等について審議す る。西多摩保健所等5保健所 に設置している。	感染症指定医療 機関の医師、学 識経験者	119回

名 称	根拠規程	内 容	構成員等	令和6年度 開催実績
東京都感染症予防医療対策審議会	東京都感染症予防医療対策審議会条例	感染症の予防及び医療の対策、感染症の予防のための施策の実施に関する計画、原因不明の感染症疾病、ねずみ族、昆虫等の駆除対策に関することについて知事の諮問に応じ審議する。	学識経験者、関係行政機関の代表	0回
東京都がん登録審議会	がん登録等の推進に関する法律 東京都がん登録審議会規則	都道府県がん情報の利用又は提供、都道府県がんデータベースの整備、がん登録に係る知事の権限及び事務の委任等に関する審議等を行う。	学識経験者	1回

## 8 事業所・政策連携団体等一覧

(令和7年4月1日現在)

施設名	所在地	電話番号
<b>保健政策部関係</b>		
西多摩保健所	〒198-0042 青梅市東青梅1-167-15	0428 (22) 6141
南多摩保健所	〒206-0025 多摩市永山2-1-5	042 (371) 7661
多摩立川保健所	〒190-0023 立川市柴崎町2-21-19 東京都立川福祉保健庁舎内	042 (524) 5171
多摩府中保健所	〒183-0022 府中市宮西町1-26-1 東京都府中合同庁舎内	042 (362) 2334
多摩小平保健所	〒187-0002 小平市花小金井1-31-24 東京都花小金井庁舎内	042 (450) 3111
島しょ保健所	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎29階	03 (5320) 4342
大島出張所	〒100-0101 大島町元町字馬の背275-4	04992 (2) 1436
新島支所	〒100-0402 新島村本村6-4-24	04992 (5) 1600
神津島支所	〒100-0601 神津島村1088	04992 (8) 0880
三宅出張所	〒100-1102 三宅村伊豆1004	04994 (2) 0181
八丈出張所	〒100-1511 八丈町三根1950-2	04996 (2) 1291
小笠原出張所	〒100-2101 小笠原村父島字清瀬	04998 (2) 2951
<b>医療政策部関係</b>		
監察医務院	〒112-0012 文京区大塚4-21-18	03 (3944) 1481
広尾看護専門学校	〒156-0057 世田谷区上北沢2-1-31	03 (6379) 6730
荏原看護専門学校	〒145-0065 大田区東雪谷4-5-28	03 (3727) 2961
府中看護専門学校	〒183-0042 府中市武蔵台2-27-1	042 (324) 6411
北多摩看護専門学校	〒207-0022 東大和市桜が丘3-44-10	042 (567) 0331
青梅看護専門学校	〒198-0014 青梅市大門3-14-1	0428 (31) 9051
南多摩看護専門学校	〒206-0042 多摩市山王下1-18-1	042 (389) 6601
板橋看護専門学校	〒173-0015 板橋区栄町34-1	03 (5943) 7040
<b>健康安全部関係</b>		
健康安全研究センター	〒169-0073 新宿区百人町3-24-1	03 (3363) 3231
市場衛生検査所	〒135-0061 江東区豊洲6-6-1	03 (3520) 8101
大田出張所	〒143-0001 大田区東海3-2-1	03 (5492) 2795
足立出張所	〒120-0038 足立区千住橋戸町50	03 (3879) 2748
芝浦食肉衛生検査所	〒108-0075 港区港南2-7-19	03 (3472) 5175
動物愛護相談センター	〒156-0056 世田谷区八幡山2-9-11	03 (3302) 3507
城南島出張所	〒143-0002 大田区城南島3-2-1	03 (3790) 0861
多摩支所	〒191-0021 日野市石田1-192-33	042 (581) 7435
<b>政策連携団体等</b>		
公益財団法人東京都医学総合研究所	〒156-8506 世田谷区上北沢2-1-6	03 (5316) 3100
地方独立行政法人 東京都立病院機構	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎24階	03 (5320) 5812

## 9 保健医療局所管の主な法定計画等

計画名	策 定	計画期間	掲載
東京都健康推進プラン21（第三次）	令和6年3月	令和6年度～令和17年度	P57
東京都自殺総合対策計画（第2次）	令和5年3月	令和5年度～令和9年度	P58
第四期東京都医療費適正化計画	令和6年3月（令和7年3月一部改定）	令和6年度～令和11年度	P88
東京都保健医療計画（第8次）	令和6年3月改定	令和6年度～令和11年度	P94
東京都がん対策推進計画（第三次改定）	令和6年3月改定	令和6年度～令和11年度	P95
東京都循環器病対策推進計画（第一次改定）	令和6年3月改定	令和6年度～令和11年度	P97
東京都食品安全推進計画	令和3年3月改定	令和3年度～令和7年度	P157
東京都アレルギー疾患対策推進計画	令和4年3月改定	令和4年度～令和8年度	P157
東京都動物愛護管理推進計画	令和3年3月改定	令和3年度～令和12年度	P158
東京都感染症予防計画	令和6年3月改定	令和6年度～令和11年度	P192

## 10 保健医療局重要施策

都は、これまで、「365日24時間の安全・安心」と「患者中心の医療」の実現に向けて、様々な改革に取り組んできた。平成18年2月には、保健医療と福祉の両分野を貫く初めての基本方針となる「福祉・健康都市 東京ビジョン」を策定し、以来、医療改革と福祉改革を一体的に推進している。

一方、「福祉・健康都市 東京ビジョン」の策定から15年以上が経過し、この間、国の医療制度改革など、医療をめぐる環境は大きく変化している。医療提供の在り方は、病院完結型の医療から地域完結型の医療へと転換が求められ、医療と介護の連携の更なる推進と、それを支える人材の確保・育成が重要な課題となっている。また、2050年には、都民のおよそ3人に1人が65歳以上という社会が到来すると予測されており、年齢を重ねても元気に活躍できるよう、食生活や運動などの生活習慣の改善を通じた都民の健康づくりを後押しして、健康長寿社会を実現していくことが重要である。さらに、日常生活を支える食品・医薬品等の安全を確保するとともに、東日本大震災や能登半島地震をはじめ激甚化する自然災害、新型コロナウイルス感染症やエボラ出血熱、エムポックスなど世界各地で発生する様々な新興・再興感染症を踏まえた有事における医療提供体制の強化が必要である。

このような時代の大きな流れの中で、将来世代に確かな安心を引き継ぐためには、中長期的な視点に立って、福祉・保健・医療施策を総合的に展開していくことが必要である。

そこで都は、新型コロナウイルス感染症を踏まえた社会の変化や、浮き彫りとなった新たな課題を踏まえ、令和5年度には、保健医療計画をはじめ、健康推進プラン2-1や感染症予防計画などの改定を行うとともに、令和7年3月に「2050東京戦略」を策定した。また、「福祉・健康都市 東京ビジョン」の基本方針を継承し、令和7年度に展開する重点施策を盛り込んだ「東京の福祉保健2025 分野別取組」を取りまとめた。

今後とも、社会環境の変化や災害等の緊急・突発的な事態にも対応しながら、これまで培ってきた福祉・保健・医療の連携を継承し、誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる東京、誰もが生涯にわたり、健やかで心豊かに暮らすことができる持続可能な社会の実現を目指していく。

# 分野別事業展開

## 令和7年度に展開する主な施策

### 保健分野

ライフステージを通じた健康づくりの取組等を推進します

- 1 がんを含めた生活習慣病の予防、健康づくりを支援します
- 2 難病患者の療養生活を支援します
- 3 自殺対策を総合的に推進します

### 医療分野

都民の安心を支える質の高い医療提供体制の整備を進めます

- 1 都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します
- 2 安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を確保します
- 3 がん、循環器病等の疾病別の医療連携体制や、在宅療養環境の整備、地域医療の確保に向けた取組、医療DX などを進めます
- 4 医療人材の確保・育成を支援します
- 5 都立病院機構による行政的医療の安定的かつ継続的な提供や地域医療の充実等に向けた取組を支援します

### 健康安全分野

多様化する健康危機から都民を守ります

- 1 危険ドラッグ等の速やかな排除、薬物の乱用防止を目指し、規制、監視指導、普及啓発を強化します
- 2 健康危機から都民を守る体制を確保します
- 3 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指します

### 感染症対策分野

様々な感染症から都民の生命と健康を守ります

- 1 新興感染症の発生に備えた体制強化を図るとともに、感染症全般に的確に対応するための総合的な取組を進めます

### 横断的取組

広域的な自治体としての役割を着実に果たします

福祉・保健・医療における様々な施策を総合的に支援します

- 1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します
- 2 区市町村の主体的な施策展開を支援します
- 3 福祉・保健・医療分野におけるDXを推進します
- 4 福祉・保健・医療分野における防災対策を推進します

## 11 福祉保健を取り巻く現状

人口、平均余命、出生、死亡の面から見た都民の現状は以下のとおりである。

### (1) 人口のあらまし

令和6年10月1日現在の東京都の推計人口（総務局統計部）は、表1-1から表1-3までのとおりで、14,192,184人を数え、令和5年同月の人口と比べ92,191人増加した。

#### ア 性別

令和6年の人口を男女別に見ると、男6,961,945人、女7,230,239人で、令和5年と比べて男は45,980人増加し、女も46,211人増加した。（表1-1）

年次	総 数				男		女	
	人 口 (人)	対前回 増減数 (人)	増減率 (%)	構成比 (%)	人 口 (人)	構成比 (%)	人 口 (人)	構成比 (%)
昭和45年	11,408,071	538,827	5.0	100.0	5,801,009	50.9	5,607,062	49.1
50	11,673,554	265,483	2.3	100.0	5,913,373	50.7	5,760,181	49.3
55	11,618,281	△55,273	△0.5	100.0	5,856,280	50.4	5,762,001	49.6
60	11,829,363	211,082	1.8	100.0	5,955,029	50.3	5,874,334	49.7
平成2年	11,855,563	26,200	0.2	100.0	5,969,773	50.4	5,885,790	49.6
7	11,773,605	△42,226	△0.4	100.0	5,892,704	50.1	5,880,901	49.9
12	12,064,101	120,053	1.0	100.0	6,028,562	50.0	6,035,539	50.0
17	12,576,601	124,635	1.0	100.0	6,264,895	49.8	6,311,706	50.2
22	13,159,388	170,591	1.3	100.0	6,512,110	49.5	6,647,278	50.5
27	13,515,271	355,883	2.7	100.0	6,666,690	49.3	6,848,581	50.7
*28	13,636,222	120,951	0.9	100.0	6,723,887	49.3	6,912,335	50.7
*29	13,742,906	106,684	0.8	100.0	6,769,931	49.3	6,972,975	50.7
*30	13,843,403	100,497	0.7	100.0	6,811,987	49.2	7,031,416	50.8
*令和元年	13,942,856	99,453	0.7	100.0	6,854,976	49.2	7,087,880	50.8
2	14,047,594	104,738	0.8	100.0	6,898,388	49.1	7,149,206	50.9
*3	14,011,487	△36,107	△0.3	100.0	6,875,887	49.1	7,135,600	50.9
*4	14,040,732	29,245	0.2	100.0	6,888,660	49.1	7,152,072	50.9
*5	14,099,993	59,261	0.4	100.0	6,915,965	49.0	7,184,028	51.0
*6	14,192,184	92,191	0.7	100.0	6,961,945	49.1	7,230,239	50.9

(注) \*印の年次は、総務局統計部の推計人口、その他は国勢調査人口である。

#### イ 地域別

令和6年の人口・構成比を区市郡島部別に見ると、区部9,873,999人（69.6%）、市部4,241,439人（29.9%）、郡部53,858人（0.4%）、島部22,888人（0.2%）で、令和5年と比べると、区部は90,011人（0.9%）、市部は2,950人（0.1%）増加し、郡部は290人（0.5%）、島部は480人（2.1%）減少した。（表1-2）

表1-2 区市郡島部別人口の推移 (各年10月1日現在)

年次	総数				区部			
	人口 (人)	対前回 増減数 (人)	増減率 (%)	構成比 (%)	人口 (人)	対前回 増減数 (人)	増減率 (%)	構成比 (%)
昭和45年	11,408,071	538,827	5.0	100.0	8,840,942	△52,152	△0.6	77.5
50	11,673,554	265,483	2.3	100.0	8,646,520	△194,422	△2.2	74.1
55	11,618,281	△55,273	△0.5	100.0	8,351,893	△294,627	△3.4	71.9
60	11,829,363	211,082	1.8	100.0	8,354,615	2,722	0.0	70.6
平成2年	11,855,563	26,200	0.2	100.0	8,163,573	△191,042	△2.3	68.9
7	11,773,605	△42,226	△0.4	100.0	7,967,614	△54,329	△0.7	67.7
12	12,064,101	120,053	1.0	100.0	8,134,688	85,206	1.1	67.4
17	12,576,601	124,635	1.0	100.0	8,489,653	98,686	1.2	67.5
22	13,159,388	170,591	1.3	100.0	8,945,695	143,628	1.6	68.0
27	13,515,271	355,883	2.7	100.0	9,272,740	327,045	3.7	68.6
*28	13,636,222	120,951	0.9	100.0	9,375,279	102,539	1.1	68.8
*29	13,742,906	106,684	0.8	100.0	9,467,490	92,211	1.0	68.9
*30	13,843,403	100,497	0.7	100.0	9,555,919	88,429	0.9	69.0
*令和元年	13,942,856	99,453	0.7	100.0	9,644,079	88,160	0.9	69.2
2	14,047,594	104,738	0.8	100.0	9,733,276	89,197	0.9	69.3
*3	14,011,487	△36,107	△0.3	100.0	9,691,689	△41,587	△0.4	69.2
*4	14,040,732	29,245	0.2	100.0	9,720,389	28,700	0.3	69.2
*5	14,099,993	59,261	0.4	100.0	9,783,988	63,599	0.7	69.4
*6	14,192,184	92,191	0.7	100.0	9,873,999	90,011	0.9	69.6

年次	市部				郡部				島部			
	人口 (人)	対前回 増減数 (人)	増減率 (%)	構成比 (%)	人口 (人)	対前回 増減数 (人)	増減率 (%)	構成比 (%)	人口 (人)	対前回 増減数 (人)	増減率 (%)	構成比 (%)
昭和45年	2,320,259	872,253	60.2	20.3	213,603	△278,949	△56.6	1.9	33,267	△2,325	△6.5	0.3
50	2,893,763	573,504	24.7	24.8	99,284	△114,319	△53.5	0.9	33,987	720	2.2	0.3
55	3,119,999	226,236	7.8	26.9	112,715	13,431	13.5	1.0	33,674	△313	△0.9	0.3
60	3,317,059	197,060	6.3	28.0	124,102	11,387	10.1	1.0	33,587	△87	△0.3	0.3
平成2年	3,526,027	208,968	6.3	29.7	133,627	9,525	7.7	1.1	32,336	△1,251	△3.7	0.3
7	3,712,682	33,995	0.9	31.5	61,232	△22,288	△26.7	0.5	32,077	396	1.2	0.3
12	3,841,419	39,269	1.0	31.8	60,354	△592	△1.0	0.5	27,640	△3,830	△12.2	0.2
17	3,998,901	23,692	0.6	31.8	59,303	△464	△0.8	0.5	28,744	2,100	7.3	0.2
22	4,127,128	26,764	0.7	31.4	58,750	110	0.2	0.4	27,815	89	0.3	0.2
27	4,157,706	30,578	0.7	30.8	58,334	△416	△0.7	0.4	26,491	△1,324	△4.8	0.2
*28	4,176,760	19,054	0.5	30.6	58,099	△235	△0.4	0.4	26,084	△407	△1.5	0.2
*29	4,191,915	15,155	0.4	30.5	57,765	△334	△0.6	0.4	25,736	△348	△1.3	0.2
*30	4,204,871	12,956	0.3	30.4	57,189	△576	△1.0	0.4	25,424	△312	△1.2	0.2
*令和元年	4,217,121	12,250	0.3	30.2	56,594	△595	△1.0	0.4	25,062	△362	△1.4	0.2
2	4,234,381	17,260	0.4	30.1	55,476	△1,118	△2.0	0.4	24,461	△601	△2.4	0.2
*3	4,240,673	6,292	0.1	30.3	55,015	△461	△0.8	0.4	24,110	△351	△1.4	0.2
*4	4,241,974	1,301	0.0	30.2	54,636	△379	△0.7	0.4	23,733	△377	△1.6	0.2
*5	4,238,489	△3,485	△0.1	30.1	54,148	△488	△0.9	0.4	23,368	△365	△1.5	0.2
*6	4,241,439	2,950	0.1	29.9	53,858	△290	△0.5	0.4	22,888	△480	△2.1	0.2

(注) \*印の年次は、総務局統計部の推計人口、その他は国勢調査人口である。

### ウ 年齢階級別人口

令和6年の人口を年齢3区分別、すなわち年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）で見ると、年少人口は1,494,000人で総数に占める構成割合は10.5パーセント、生産年齢人口は9,469,000人で66.8パーセント、また老年人口は3,215,000人で22.7パーセントとなっている。（表1-3）

表1-3 年齢（3区分）別人口 （各年10月1日現在）

年次	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)	
	人口 (人)	構成割合 (%)	人口 (人)	構成割合 (%)	人口 (人)	構成割合 (%)
昭和45年	2,400,630	21.0	8,146,630	73.8	590,811	5.2
50	2,564,449	22.0	8,360,219	71.7	731,808	6.3
55	2,393,687	20.6	8,308,563	71.6	894,961	7.7
60	2,125,337	18.0	8,638,299	73.1	1,055,850	8.9
平成2年	1,727,479	14.7	8,790,525	74.7	1,244,026	10.6
7	1,499,126	12.8	8,705,099	74.2	1,530,695	13.0
12	1,420,919	11.8	8,685,878	72.3	1,910,456	15.9
17	1,424,667	11.5	8,695,592	70.0	2,295,527	18.5
22	1,477,371	11.4	8,850,225	68.2	2,642,231	20.4
27	1,518,130	11.5	8,734,155	65.9	3,005,516	22.7
*28	1,535,000	11.3	8,969,000	65.8	3,120,000	22.9
*29	1,542,000	11.2	9,021,000	65.6	3,160,000	23.0
*30	1,550,000	11.2	9,084,000	65.7	3,189,000	23.1
*令和元年	1,553,000	11.2	9,158,000	65.8	3,209,000	23.1
2	1,566,840	11.5	8,944,193	65.7	3,107,822	22.8
*3	1,553,000	11.1	9,255,000	66.1	3,202,000	22.9
*4	1,535,000	10.9	9,301,000	66.3	3,202,000	22.8
*5	1,513,000	10.7	9,369,000	66.5	3,205,000	22.8
*6	1,494,000	10.5	9,469,000	66.8	3,215,000	22.7

(注) 1 各年次とも年齢不詳を除く。

2 \*は総務省統計局の人口推計による。それ以外は国勢調査による。

(2) 都民の平均余命、出生、死亡の現状

ア 平均余命（表1-4-①, ②）

(ア) 0歳の平均余命

我が国の0歳の平均余命（平均寿命）は男81.56年、女87.71年である。昭和45年の男69.31年、女74.66年と比べ、50年間で男女とも12～13年程度伸びている。都道府県別で見ると、東京都は男が81.77年で第14位、女が87.86年で第17位になっている。

(イ) 65歳の平均余命

65歳に到達した者があと何年生きられるかを見ると、昭和45年の男12.50年、女15.34年に比べ、令和2年には男19.97年、女24.88年と、高齢期が長くなってきている。東京都は男が19.89年で全国第27位、女が24.93年で全国第17位となっている。

表1-4-① 平均余命 (単位：年)

指標	首都圏							中京圏	近畿圏	
	東京都		埼玉県	千葉県	神奈川県	愛知県	大阪府		兵庫県	
	総数	区部								
0歳平均余命 男	81.77	81.54	81.44	81.45	82.04	81.77	80.81	81.72		
0歳平均余命 女	87.86	87.79	87.31	87.50	87.89	87.52	87.37	87.90		
65歳平均余命 男	19.89	19.65	19.79	19.95	20.23	19.87	19.35	20.06		
65歳平均余命 女	24.93	24.87	24.55	24.72	24.99	24.58	24.55	24.95		

資料：「令和2年都道府県別生命表」（厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室）

表1-4-② 平均寿命と65歳平均余命の推移（全国） (単位：歳・年)

	昭和45年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年	令和2年
平均寿命(男性)	69.31	71.73	73.35	74.78	75.92	76.38	77.72	78.56	79.55	80.75	81.56
平均寿命(女性)	74.66	76.89	78.76	80.48	81.90	82.85	84.60	85.52	86.30	86.99	87.71
65歳平均余命(男性)	12.50	13.72	14.56	15.52	16.22	16.48	17.54	18.13	18.74	19.41	19.97
65歳平均余命(女性)	15.34	16.56	17.68	18.94	20.03	20.94	22.42	23.19	23.80	24.24	24.88

資料：「第23回生命表（令和2年）」（厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室）

イ 出生（表1-5）

我が国の出生数は、昭和46年～49年の第二次ベビーブームの後、昭和50年以降は毎年減少し続け、平成に入ってから増減を繰り返していたが、平成28年に100万人を切った後は減少し続けている。

東京都においても同様の傾向にあり、平成24年以降は4年連続で増加したが、平成28年から再び減少に転じている。

ウ 合計特殊出生率（表1-5）

全国及び東京都とも増減しながらも低下傾向を示していたが、平成17年を底に、連続して上昇傾向が続いた。その後、全国では平成28年、東京都では平成29年から再び低下している。東京都では、令和5年は0.99で、初めて1.00を下回った。

表1-5 出生数・合計特殊出生率

年次	出生数(人)		合計特殊出生率	
	全国	東京都	全国	東京都
昭和40年	1,823,697	225,492	2.14	2.00
50	1,901,440	186,701	1.91	1.63
60	1,431,577	126,178	1.76	1.44
平成7年	1,187,064	96,823	1.42	1.11
12	1,190,547	100,209	1.36	1.07
17	1,062,530	96,542	1.26	1.00
22	1,071,305	108,135	1.39	1.12
23	1,050,807	106,027	1.39	1.06
24	1,037,232	107,401	1.41	1.09
25	1,029,817	109,986	1.43	1.13
26	1,003,609	110,629	1.42	1.15
27	1,005,721	113,194	1.45	1.24
28	977,242	111,964	1.44	1.24
29	946,146	108,990	1.43	1.21
30	918,400	107,150	1.42	1.20
令和元年	865,239	101,818	1.36	1.15
2	840,835	99,661	1.33	1.12
3	811,622	95,404	1.30	1.08
4	770,759	91,097	1.26	1.04
5	727,288	86,348	1.20	0.99
6	686,061	84,205	1.15	0.96

資料：令和6年以外の全国の数値……「令和5年人口動態統計」（厚生労働省政策統括官）

令和6年以外の東京都の数値……「令和5年人口動態統計」（東京都保健医療局）

令和6年の数値……「令和6年人口動態統計月報年計（概数）の概況」（厚生労働省政策統括官）

## エ 死亡（表1-6）

我が国の年間死亡数は、昭和23年に100万人を割り、昭和30年までに急速に減少を続けた。昭和50年代後半から増加傾向となり、平成15年からは100万人を超え、令和6年に160万人台となった。

### (ア) 死亡率

東京都の死亡率は、人口10万対1041.9で全国の1344.5と比べかなり低率である。全国で最も低くなっている。

### (イ) 乳児死亡率

東京都の乳児死亡数（生後1年未満の死亡数）は113人、率は出生千対1.3で、全国は1.8となっている。

### (ウ) 主要死因

主要死因の死亡割合を全国と比較すると次のとおりである。

#### a 悪性新生物

この死因は、年々死亡数が増えており、全国では脳血管疾患に替わって、昭和56年に初めて死因順位の第1位となったが、東京都では昭和52年から第1位を占めている。東京都の悪性新生物による死亡数は、34,599人、死亡率（人口10万対）257.0で全死亡の24.7パーセントを占めている。

b 心疾患

この死因は、全国で脳血管疾患に替わって昭和60年に初めて第2位となった。東京都においても昭和60年から第2位を占めており、死亡数は20,579人、死亡率152.9、全死亡の14.7パーセントとなっている。

c 老衰

この死因は、全国では昭和22年をピークに減少傾向が続いたが、平成13年以降死亡数・死亡率ともに増加し、平成30年に脳血管疾患に替わり第3位となった。東京都においても昭和28年をピークに死亡率の減少傾向が続いたが、平成13年以降死亡数・死亡率ともに増加し、平成30年に脳血管疾患に替わり第3位となり、死亡数は19,381人、死亡率は144.0で全死亡の13.8パーセントとなっている。

(イ) 周産期死亡率

周産期死亡率は1950年（昭和25年）、WHO（世界保健機関）によって提唱されて以来、母子保健の重要指標の一つとなった。

東京都の周産期死亡率は出産千対2.7、全国は3.3となっている。

オ 死産（表1-6）

東京都の死産数は1,937胎、率は出産千対22.5で全国は21.8となっている。

表1-6 死亡数・率及び死産数・率

(単位：人)

指標	全国	首都圏					中京圏	近畿圏		
		東京都		埼玉県	千葉県	神奈川県		愛知県	大阪府	兵庫県
		総数	区部							
死亡数	1,605,298	140,273	92,289	86,365	75,057	102,078	82,609	108,534	67,954	
率(人口10万対)	1344.5	1041.9	934.7	1219.3	1239.2	1141.7	1153.8	1284.0	1305.8	
(再掲)悪性新生物	384,099	34,599	22,984	21,103	18,390	25,338	20,515	26,629	16,567	
率(人口10万対)	319.3	257.0	232.8	297.9	303.6	283.4	286.5	315.0	318.4	
(再掲)心疾患	226,277	20,579	13,519	12,030	11,310	14,715	8,588	17,112	9,807	
率(人口10万対)	188.1	152.9	136.9	169.8	186.7	164.6	119.9	202.4	188.5	
(再掲)老衰	206,882	19,381	12,715	10,507	8,970	15,804	12,058	11,212	8,506	
率(人口10万対)	172.0	144.0	128.8	148.3	148.1	176.8	168.4	132.6	163.5	
(再掲)自殺	19594	1,966	1,354	1,191	927	1,322	1,120	1,472	811	
率(人口10万対)	16.3	14.6	13.7	16.8	15.3	14.8	15.6	17.4	15.6	
乳児死亡数	1,266	113	89	57	53	112	90	90	64	
率(出生千対)	1.8	1.3	1.4	1.4	1.6	2.2	2.0	1.7	2.1	
周産期死亡数	2,284	230	168	138	110	151	147	168	119	
率(出産千対)	3.3	2.7	2.7	3.4	3.2	2.9	3.2	3.1	3.9	
死産数	15,322	1,937	1,427	1,004	759	1,149	933	1,092	618	
率(出産千対)	21.8	22.5	22.7	24.5	22.0	21.9	20.1	20.1	19.8	

資料：「令和6年人口動態統計月報年計（概数）の概況」（厚生労働省政策統括官）

### (3) 都民等への広報及び広聴活動

#### ア 広報物の発刊

都民や事業者等が、保健・医療・福祉に関する情報を一体的に入手できるよう、福祉局と連携して広報物を作成している。

#### (ア) 「東京の福祉保健」の発行（昭和57年度事業開始）（所管：保健医療局）

都の福祉・保健・医療施策の現状と課題、各分野の事業内容を分かりやすく説明して、都民等の一層の理解と協力を得るために発行している。

##### ① 発行部数等

年1回35,000部発行、A4判、100ページ（表紙・裏表紙除く。）

##### ② 配布先

都民、区市町村、福祉・保健・医療関係機関等

なお、視覚障害者向けに音声版（1,443組）を、外国人向けに英語版（500部）を発行している。

#### (イ) 「社会福祉の手引」の発行（昭和40年度事業開始）（所管：福祉局）

都民や事業者等に、福祉・保健・医療に関する各種事業や社会福祉関係の窓口及び制度等を紹介するためのハンドブックとして発行している。

##### ① 発行部数等

年1回25,000部発行、A5判、376ページ、DAISY版300本

##### ② 無償配布

区市町村（ケースワーカー、各種相談員等）、民生委員・児童委員、社会福祉法人、図書館、社会福祉関係学校等に23,195部を配布している。

##### ③ 有償頒布

都民情報ルームにて1,805部を販売している。

#### (ウ) 「月刊福祉保健」の発行（所管：福祉局）

都民や福祉・保健・医療関係者等に、福祉局・保健医療局の事業やタイムリーな話題を紹介している。月1回ウェブ版を発行し、福祉局ホームページに掲載、保健医療局ホームページからも閲覧可能。

#### イ ホームページの運営

都における保健・医療の最新情報を迅速かつ網羅的に都民に提供するため、保健医療局のホームページ（<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/>）を運営している。

#### ウ 「都民の声」の窓口設置と保健医療局事業への反映

都民から寄せられる保健医療局事業に関連する提言、意見、苦情、要望等に迅速・適切に対応し、開かれた都政の実現を図るため、総務部総務課に「都民の声」の窓口を設置している。寄せられた「都民の声」は適切な部署につなぎ、保健医療局事業への反映を図っている。

## 12 保健医療事務事業に係る区市町村との連絡調整

保健医療行政を円滑に実施するため、都は区市町村が主催する各種会議等の場を通じて緊密な連絡調整に努めてきた。

昭和50年4月から、地方自治法の一部改正（昭和49年6月）に伴い、それまで特別区の区域で都が実施してきた保健所業務の大部分が特別区に移管されたものの、これらの事務の中には都区間及び特別区相互間において緊密な連携を必要とするものが多く、都と特別区との協力関係を従来以上に強化することが必要となり、事務事業の具体的運営について連絡調整を行ってきた。

その後、都区制度改革（平成4年10月）、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年7月、いわゆる「地方分権一括法」）の施行、「東京都地方分権推進計画」の策定（平成11年7月、平成12年8月）及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成28年4月、いわゆる「第5次一括法」）の施行による、東京都から区市町村への事務・権限の移管、移譲を推進する地方分権の流れを受けて、都と区市町村とのより一層緊密な調整に努めている。

### (1) 一般的な連絡調整

予算要望、地方分権に係る移譲事務の協議提案、施策の見直し等の連絡調整については、特別区は「特別区長会事務局」、市町村は「東京都市長会事務局」及び「東京都町村会」を通じて、各種会議等の場において行っている。

また、市町村に対する施策の見直し等の連絡調整については、別途、都市町村合同協議ラインの各会議体の場において行っている。

### (2) 個別会議体における連絡調整

#### (特別区)

23区で構成している「特別区保健衛生主管部長会」、「特別区福祉主管部長会」等の場を通じて、情報提供・交換を行い、都区間の円滑な事務事業の推進を図っている。

なお、保健行政に関しては、昭和50年の保健所移管時に締結した都区協定に基づき、都区協議の場として、「都区保健衛生連絡協議会」（保連協）が設置されており、次の事項について協議を行っている。

- ア 都と特別区及び特別区相互間における協力体制の確保を図る必要がある事項
- イ 都区の一体性の保持を図る必要がある事項
- ウ 都区の業務分担を明確にする必要がある事項
- エ その他特に協議を必要とする事項

また、医師会との連携を必要とする保健事業については、都、特別区及び東京都医師会で

構成する「東京都・特別区・東京都医師会連絡協議会」（三者協）の場で協議を行っている。

（市町村）

多摩地区の、26市で構成している「東京都市福祉保健主管部長会」、4町村で構成する「西多摩郡町村福祉担当課長会」及び島しょ地区町村で構成する「東京都島嶼町村会・民生部会」等の場を通じて、情報提供・交換を行い、都と市町村の円滑な事務事業の推進を図っている。

また、医師会の協力を得て実施する母子保健を中心とした事務事業については、都、特別区、市、町村及び東京都医師会で構成する「東京都地域保健事業連絡協議会」（五者協）の場で協議を行っている。

## 13 保健医療局の防災対策

保健医療局は、災害発生時において、保健・医療体制の確立や医療資器材の確保など、被災者の命と健康を守る役割を担っており、これまで、東京DMA Tをはじめとする初動医療体制の整備や、災害拠点病院における災害用医療資器材の確保などの取組を進めてきた。

また、首都直下型地震などの大規模災害発生時に、限られた医療資源を最大限に活用できるように、災害医療コーディネーターを中心としたコーディネート体制を構築し、迅速な初動医療体制を確保するなど、更なる取組の強化を図っている。

令和7年度に保健医療局が実施する主な防災対策事業として、分野別に次のようなものが挙げられる。

### 【保健施策の実施】

- 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の体制整備（64ページ）
- 在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業（77ページ）
- 在宅人工呼吸器使用者災害時支援（79ページ）

### 【医療提供体制の整備】

- 医療救護活動（120ページ）
- 災害拠点病院の整備（121ページ）
- 災害拠点連携病院の整備（122ページ）

### 【健康安全施策の実施】

- 災害時医薬品等供給体制の強化（172ページ）

## 14 保健医療分野のDX推進

### 福祉・保健医療分野DX推進計画

DXによって2030年に目指すべき到達点等を定めた「福祉・保健医療分野におけるDX加速化方針」（2023年4月策定）を受け、2025年度までの具体的な取組を定めた「福祉・保健医療分野DX推進計画」（2024年3月策定、2025年3月更新）を策定した。本計画により、福祉・保健医療分野の施策効果を更に高め、両局のDX推進を実効性のあるものとする。

本計画では、福祉局・保健医療局における全てのDXの取組（151取組）を記載し、うち24取組を重点事業に位置付けて特に力を入れて推進していく。本計画の中で保健医療局の重点事業は以下のとおり（15取組）である。

#### （1）重点事業（領域別）

##### ア 保健

##### （ア）TOKYO WALKING MAPの再構築

- ・ 都民の日常的な身体活動量（歩数）を増やし、健康づくりを支援するためのポータルサイト「TOKYO WALKING MAP」について、マイページ機能や写真・リアクションの投稿機能等を追加
- ・ サイトの再構築により継続的な利用を促すことで、都民の主体的な健康づくりの支援を促進、生活習慣病や生活機能低下の予防を推進

##### （イ）とうきょう健康ステーションの再構築

- ・ 健康づくりを支援するためのポータルサイト「とうきょう健康ステーション」について、都民や事業者、区市町村などが利用しやすいようユーザー目線でサイトの構成等を見直すとともに、AIによるおすすめ表示や検索補助機能、プッシュ通知機能等を導入
- ・ 再構築により、都民の情報へのアクセス性を向上させるとともに、サイトの継続的な利用を促し、誰一人取り残さない健康づくりを推進

##### （ウ）保健所の音声マイニングシステムのアップグレード

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応業務で活用した音声マイニングシステムを、通話内容のリアルタイムテキスト化や電話対応フォロー機能等を備えたシステムへアップグレードした上で、精神保健福祉相談等の業務へ横展開
- ・ システムのアップグレードにより、記録作成の事務負担を軽減するとともに、チャットやFAQ機能による対応支援が可能となることで、よりの確な対応を実現しQOS向上

## イ 医療

### (ア) 病院・診療所への電子カルテ導入支援

- ・ 電子カルテ導入による病院・診療所での診療情報のデジタル化について、ノウハウを含めて総合的に支援
- ・ 電子カルテ導入促進により、新たな新興感染症や災害発生への備えとして、病院間に限らず、診療所も含む医療機関間で、平時から診療情報の共有が可能となるとともに、国が構築する全国医療情報プラットフォームで電子カルテ情報を共有するための基盤を整備

### (イ) 医療法等に基づく立入検査DX

- ・ 立入検査時に必要な紙書類のペーパーレス化を行い、病院情報・検査情報をクラウド上で管理できるシステムを構築（準備書類のデータ提出、帳票の自動チェック機能、検査時のタブレット入力、実施通知・復命書・結果通知の自動作成機能等）
- ・ 一連の立入検査業務のデジタル化により、病院担当者及び都職員の事務負担を軽減し、効果的な検査に注力

### (ウ) 都立看護専門学校における看護人材教育のDX推進

- ・ 医療DXの推進等に対応できる質の高い看護師を育成するため、都立看護専門学校の看護教育現場におけるDXを推進
- ・ 看護教育現場におけるDXの導入により、更なる教育の質の向上や看護学生の利便性向上、教員の負担軽減による働き方改革の実現につなげる

### (エ) 都立病院における多言語版AI問診システムの導入

- ・ 患者の受診手続における多言語に対応したAI問診システムを導入
- ・ システム導入により、患者の利便性向上や外国人が安心して医療を受けられる環境を整備するとともに、医療従事者の業務負担を軽減

## ウ 健康安全

### (ア) 食品営業許可業務のオンライン化

- ・ 保健所における食品営業許可業務のデジタル化及び申請に係る手数料支払の電子決済に対応したシステムを構築
- ・ 食品営業許可における一連の申請の流れをオンラインで完結する仕組みを構築することにより、事業者の利便性の向上と申請受付業務の効率化を実現

### (イ) 食品衛生監視指導におけるDX

- ・ 食品衛生監視指導の立入指導や聞き取り調査時に、必要なデータをタブレットにより現場で入力できるようシステム構築
- ・ タブレットからデータ参照、食品営業施設への立入指導時における現場での指導情報の入力により、職員の事務負担を軽減し、効果的な監視指導に注力

### (ウ) 動物愛護相談センターの相談記録データベースの再構築

- ・ 動物愛護相談センター多摩支所に寄せられる飼い主が飼育する動物に関する都民からの相談記録業務に関して、記録の入力から決裁、統計作成に至るまでの過程を一貫して行えるデータベースをノーコードで構築
- ・ 相談記録データベースの構築により、記録作成の事務負担を軽減し、都民相談を受けての具体的対応に注力

### (エ) 健康安全研究センターの検査オーダーリングシステムの再構築

- ・ 健康安全研究センターにて実施している試験検査（感染症の病原体検査、食中毒の原因究明等）を管理する検査オーダーリングシステムについて、業務BPRと基本構想策定を行った上で、再構築
- ・ 新システム構築及び業務最適化により、検査業務効率化と検査の信頼性向上、他システムとの連携によるデータの政策活用等を実現

## エ 感染症対策

### (ア) 結核業務における患者対応管理ツールの導入

- ・ 患者毎に紙で作成している「結核登録票」をデータ化し、患者・接触者対応の管理ツールを導入
- ・ 患者・接触者の対応情報をデジタル化することにより、進捗の見える化や情報検索の容易化などを実現し、職員の患者対応のスケジュール管理や職員間の情報共有が効率化され、患者・接触者への対応に注力

### (イ) 感染症健康危機管理情報ネットワークシステム（K-net）の改修

- ・ 感染症対策に関わる関係機関等との情報共有プラットフォームであるK-netについて、業務の効率化、情報の一元化を図るためシステム改修を実施
- ・ 関係機関間の迅速な情報共有、情報整理を実現し、都民の感染症拡大防止につなげる

## オ 福祉・保健医療共通

### (ア) 福祉・保健医療分野のデジタルプラットフォーム構築

- ・ 福祉施設や医療機関等の事業者・事業所データを共有でき、事業者が一度の申請で複数の申請先への手続きが可能となる仕組み（ワンストップ）や、一度入力した情報が再入力不要となる仕組み（ワンスオンリー）を構築
- ・ 情報連携基盤への更なるデータ追加・整備を行うとともに、事業者データベースとの連携を行い、都職員の業務の効率化や事業者の事務負担を軽減

### (イ) 社会福祉施設等の指導検査DX

- ・ 指導検査における対面・書面による業務プロセスの見直しに必要なデジタル環境の整備を推進し、事業者及び行政双方の業務負担の軽減と利便性を向上するとともに、区市町村が共同利用できる環境を構築

